

江戸川区 意見募集（パブリック・コメント） 手続について

意見募集（パブリック・コメント）手続に関するお問い合わせは、
経営企画部企画課（03-5662-6045）までお願いします。

意見募集（パブリック・コメント）手続が求められる背景 （区政に関する計画等を策定するにあたって）

- 案を公表することにより、事前にその影響を計ることが必要です。
- 説明責任を今まで以上に果たすことが必要です。

意見募集（パブリック・コメント）手続の目的は、次のとおりです。

意見募集手続を実施することによって

多様な意見を考慮することによって、より多くの方の参加を進め、開かれた区政を実現する一助となることが期待されます。

意見募集(パブリック・コメント)手続の流れは、次のとおりです。

意見募集(パブリック・コメント)手続とは、区が区政に関する計画等を策定するに当たって、事前に区民の皆様のご意見を募集することを言います。

案を公表し、
ご意見を募集します

いただいたご意見を
十分に考慮し、
必要に応じて計画等
に反映した上で、
計画等を決定します

策定した計画等とともに、
いただいたご意見と
それに対する区の考え
(ご意見を反映した/
しなかった理由など)を
公表します

意見募集(パブリック・コメント)手続の対象は、次のとおりです。

① 区政に関する基本的な構想、計画その他これらに類するもの

江戸川区
教育大綱

江戸川区
学校施設
管理計画

江戸川区
地域防災
計画

江戸川区
食品衛生
監視指導
計画

特定個人
情報保護
評価書

江戸川区
都市マス
タープラン

江戸川区
住宅マス
タープラン

江戸川区
耐震改修
促進計画

② 区民等の義務又は権利の制限を求めているものであって、意見募集(パブリック・コメント)手続の実施の必要性があるもの

意見を募集する期間及びその方法は、次のとおりです。

意見募集（パブリック・コメント）手続に関する事項を掲載した広報えどがわの発行の日から原則30日以上です。

- 案件によって、30日以上の期間を柔軟に定めることを妨げるものではありません。
- 必要に応じて、関連する資料を用い、できる限りわかりやすく案を公表するよう努めます。

意見募集の方法

公表すべき事項

- 計画等の案
- 関連する資料

公表の方法

- 窓口に設置
- インターネット

募集の方法

- 窓口への持込み
- インターネット
- 郵送